

2026 年度 消費生活相談員資格試験 問題用紙
(マークシート式試験)
10 : 30～12 : 30

【注意事項】

- 筆記用具は、黒鉛筆又はシャープペンシルを用いること。
それ以外は、機械で読み取りができないため、採点対象外となる。
- 解答用紙の鉛筆等でマークされた部分を機械で読み取るため、所定の解答欄に正確にマークすること。訂正する場合は、消しゴムで丁寧に消すこと。読み取りに支障があるため、解答用紙に消しゴムのかすを残さないこと。

【例 ○×下線式問題の場合】

問 次の文章のうち、下線部が2カ所*とも正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所(1カ所)の記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。*誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

下線部が2カ所とも正しい場合

問題	解 答 欄	
	いずれか1つをマークしなさい	
1	☒	☐ ア ☐ イ

誤っている箇所が①の場合

問題	解 答 欄	
	いずれか1つをマークしなさい	
1	☐ ①	☒ ア ☐ イ

- 解答用紙には、予め受験番号が記入・マークされている。氏名欄にはフリガナが記入されている。これらが受験者本人のものであることを確認すること。
試験監督員の指示により、氏名欄のフリガナの下の枠に氏名を記入すること(署名)。
署名されていない場合は、採点対象外となる。
- 問題は、1. から 20. まで、全 26 ページに印刷されている。試験監督員の指示により、問題用紙の所定の箇所に、受験番号及び氏名を記入すること。
- 問題は、全 160 問、各問 1 点である。
- 試験中は、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等通信機器、及び六法・法令集・参考書等の使用を禁じる。
- 試験終了時刻まで退室を禁じる。棄権する場合は試験開始後 60 分以降に限り退室を認めるが、この場合、問題用紙、解答用紙のすべてを机の上に置いて退室すること。
- 試験の内容についての質問には、一切応じない。
- 出題の根拠となる法令等は、2026 年 5 月 1 日時点で施行されているものとする。ただし、既に公布され、施行を控えた法律の内容について、その概要に関して問う問題を出題することがある。

【記入必須】

受験番号	2	6	—		—				
氏 名									

法令名、用語の略称

問題中で用いる法令の名称、用語のうち、略称を用いるものは、次のとおりである。

＜試験問題中表記名称の 50 音順、アルファベット順＞

法令名、用語	試験問題中表記名称
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品医療機器等法
特定家庭用機器再商品化法	家電リサイクル法
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律	金融サービス提供法
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律	携帯電話不正利用防止法
不当景品類及び不当表示防止法	景品表示法
高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者住まい法
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
資金決済に関する法律	資金決済法
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	住宅瑕疵担保履行法
消費者教育の推進に関する法律	消費者教育推進法
特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律	情報流通プラットフォーム対処法
食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロス削減推進法
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律	スマホソフトウェア競争促進法
探偵業の業務の適正化に関する法律	探偵業法
特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律	チケット不正転売禁止法
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	独占禁止法
特定商取引に関する法律	特定商取引法
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	特定電子メール送信適正化法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯罪収益移転防止法
全国消費生活情報ネットワークシステム	PIO-NET
ショートメッセージサービス	SMS

1. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① 消費者基本法では、消費者の権利の尊重及び自立の支援を消費者政策推進の基本理念とするとともに、批判的意識を持つ責任、主張し行動する責任、社会的弱者に配慮する責任などの5つが消費者の責任として定められている。
- ② 消費者基本法では、国民生活センターの役割の一つとして、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図ることを掲げている。
- ③ 消費者教育推進法には、消費者市民社会が定義されている。
- ④ 消費者教育推進法では、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、消費者教育の推進に関する基本的な方針の案を作成する際には、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くこととされている。
- ⑤ 消費者基本法によれば、政府は、長期的に講ずべき消費者政策の大綱等を定める消費者基本計画を定めなければならない、現行の消費者基本計画の計画期間は、5ヵ年である。
- ⑥ 消費者委員会は、消費者行政に関する重要事項について、自ら調査審議し、内閣総理大臣や関係各大臣に建議を行うほか、内閣総理大臣に対して必要な勧告をする権限が付与された機関であり、消費者庁に設置されている。
- ⑦ 国民生活センター紛争解決委員会が行う重要消費者紛争に関する和解仲介手続において、当事者間に和解が成立した場合、当該和解は、確定判決と同一の効力を有する。
- ⑧ 越境消費者センター（CCJ）は、インターネットショッピングなどにおいて、日本の消費者と海外の事業者との間で生じたトラブルの相談窓口であり、国民生活センターにより運営されている。
- ⑨ 2025（令和7）年度の「地方消費者行政の現況調査」によれば、2025年4月1日現在の消費生活センターの数を設置主体別にみると、10年前の2015（平成27）年に比べ、サブセンターの減少により都道府県では減少している一方、市区町村（政令指定都市を除く）では増加している。

- ⑩ 製品評価技術基盤機構（NITE）は、消費生活用製品の事故情報を収集し、調査・分析によって事故の原因究明やリスク評価を行っている。
- ⑪ 経済協力開発機構（OECD）の消費者政策委員会（CCP）は、消費者政策に関する加盟国間の情報交換や協力推進を目的として設置された組織であり、日本は、2027年度からの参画を予定している。
- ⑫ 令和8年版消費者白書によれば、PIO-NETに登録された年ごとの消費生活相談の既支払額の総額をみると、2021（令和3）年以降、毎年増加している。
- ⑬ 令和8年版消費者白書によれば、PIO-NETに登録された消費生活相談のうち契約当事者が「認知症等の高齢者」である消費生活相談件数は、近年増加傾向にあり、2025（令和7）年には1万件を超えた。
- ⑭ 令和8年版消費者白書によれば、PIO-NETに登録された2025（令和7）年の消費生活相談を販売購入形態別にみると、「インターネット通販」に関する相談の割合が最も高く、約5割を占める。

2. 次の文章のうち、下線部が2カ所*とも正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

*誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

※以下は、消費者安全法に関する問題である。

- ① 「消費安全性」とは、商品等又は役務が、消費者により使用又は利用される時点において、㉠社会通念上、通常有すべき安全性のことをいう。食品により窒息事故が発生した場合、当該食品が消費安全性を欠くことにより窒息事故が生じたものでないことが明らかであるものを除き、㉡「重大事故等」に該当する。
- ② 消費者安全確保地域協議会は、㉢警察を構成員とすることができる。同協議会は、一定の必要があると認めるときは、㉣本人の同意が得られない場合でも、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供等を求めることができる。

- ③ 消費者安全調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、生命身体被害の発生・拡大防止のため講ずべき施策又は措置について、内閣総理大臣に対し、⑦勧告することができる。また、同委員会は、被害を受けた消費者に代わって、事業者に対し被害の集団的な回復を請求することが④できる。
- ④ 都道府県は、消費生活センターを⑦設置しなければならない。消費生活センターは、消費生活相談員を消費生活相談業務に従事させること、所定の電子情報処理組織等を備えていること、④1週間に付き3日以上相談窓口を開所していることという3つの要件に該当しなければならない。

3. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、各文章に続けて示す選択肢の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① 世界消費者権利デーは、1962（昭和 37）年 3 月 15 日に米国のケネディ大統領によって消費者の 4 つの権利が初めて明確化されたことを記念し、消費者の権利をより確かなものとするために [ア] が提唱している世界的な記念日である。

1. OECD（経済協力開発機構） 2. UN（国際連合）
3. CI（国際消費者機構）
4. ICPEN（消費者保護及び執行のための国際ネットワーク）

- ② 日本では、1950 年代になると大量生産体制が整い、「三種の神器」といわれた家電製品の [イ]、テレビ、冷蔵庫が普及した。一方で、大規模な工場生産された商品に一度問題が生じると、同種の健康被害などが広範囲にわたって大量に発生するという、現代的な消費者問題が起こり始めた。

1. 掃除機 2. 洗濯機 3. 炊飯器 4. 電子レンジ

- ③ 日本では、1970 年代に、大衆消費社会を背景とした製品の安全性をめぐる問題が増大するとともに、[ウ]、ねずみ講、催眠商法、訪問販売、金の先物取引による被害など、新しいタイプの消費者問題が発生し、被害を拡大させていった。

1. 現物まがい商法 2. 架空請求 3. 内職・モニター商法
4. マルチ商法

- ④ 消費者団体訴訟制度において、[エ] は消費者団体訴訟等支援法人として、被害回復訴訟の事務支援や制度に係る広報、公表などを行っている。

1. 消費者スマイル基金 2. 消費者機構日本 3. 国民生活センター
4. 全国消費生活相談員協会

- ⑤ 農林水産省は、国産野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給の確保を目的に、消費量が多い野菜を「指定野菜」と定めているが、2026（令和8）年度から、[オ] が指定野菜に追加された。

1. かぼちゃ 2. ブロッコリー 3. こまつな 4. ほうれんそう

4. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① 民生委員法によれば、民生委員の職務は、住民の生活状態を適切に把握しておくことや、援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるように相談に応じ、助言その他の援助を行うことなどであり、これらの職務に対し給与を支給することとされている。
- ② 2013（平成25）年から2015（平成27）年にかけて生活保護の生活扶助基準の改定が行われ、支給額が減額されたため、受給者らが地方自治体に対して減額処分の取消しなどを求めて提訴した。2025（令和7）年、最高裁判所は減額処分を違法とし、その取消請求を認める判決を言い渡した。
- ③ こども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有し、妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのサポートプランの作成等を担う機関である。
- ④ 介護保険制度における要介護認定は、介護サービスの必要度を判断するものであって、介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定めることとされている。

5. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① Sマークの表示があるクリーニング店は、万一クリーニング事故が発生した場合に、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入している。
- ② ピレスロイド系の衣類用防虫剤は、パラジクロルベンゼンと併用すると、薬剤が溶けてシミや変色につながる可能性があるため、両者を併用することはできない。
- ③ クリーニング事故賠償基準では、クリーニング業者が洗たく物を受け取った日より 60 日を過ぎても利用者が洗たく物を受け取らず、かつ、これについて利用者の側に責任があるときは、クリーニング業者は受け取りの遅延によって生じた損害については、その賠償責任を免れるとされている。
- ④ 食品安全基本法の成立により、食品安全行政にリスク分析の考えが導入されたが、リスク分析の一要素であるリスク評価は、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁が担当している。
- ⑤ 保健機能食品には、栄養調整食品、特定保健用食品、機能性表示食品の 3 種類がある。
- ⑥ 食品衛生法に基づき、日本で使用が認められている食品添加物は、安全性について食品安全委員会の評価を受けて内閣総理大臣が指定した指定添加物のほか、指定を受けずに使用できる天然添加物、天然香料、天然着色料の 4 種類に分類される。
- ⑦ 農林水産省によれば、トランス脂肪酸には天然に食品中に含まれるものと、油脂を加工・精製する工程でできるものがある。日本では、食品中のトランス脂肪酸について、表示の義務や濃度に関する基準値は定められていない。
- ⑧ 腸内環境が未熟な生後 1 歳未満の乳児がハチミツを食べると、乳児ボツリヌス症にかかることがある。

- ⑨ 食品ロス削減推進法によれば、食品ロスとは、まだ食べることができる食品が廃棄されることをいう。政府が推計した 2024（令和 6）年度の日本の食品ロス量は、世界食糧計画（WFP）の同年の年間食料支援量を上回っている。
- ⑩ 家電リサイクル法は、一般家庭や事務所から排出されたエアコン、電子レンジ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目の廃棄物から、有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律である。
- ⑪ 現行の地球温暖化対策計画によると、日本は、2040 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2040 年ネット・ゼロ」の実現を目指している。
- ⑫ エネルギー基本計画によれば、日本のエネルギー政策の要諦は、持続可能性（Sustainability）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）を図るという、「S + 3E の原則」にある。

6. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① 宅地建物取引業者は、建物の売買の相手方に対して、その売買契約が成立するまでの間に、当該建物に関し、少なくとも建築基準法第 35 条が定める重要事項を説明しなければならない。
- ② 宅地建物取引業者は、建物の建築に関する工事の完了前においては、建築基準法に基づく当該建物の建築確認を得た後でなければ、自ら売主として売買をすることも、売買の媒介をすることもできない。
- ③ 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）や、賃借人の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）の補修・修繕費用は、賃貸人が負担すべきであるとされている。
- ④ 建築基準法には、建築主に対し、建築物の建築工事完了後、完了検査の申請を義務づける制度はあるが、建築工事完了前の工事工程に対する中間検査の申請を義務づける制度はない。

- ⑤ 住宅リフォーム・紛争処理支援センターが提供する「リフォーム見積チェックサービス」は、リフォーム工事でトラブルが起きた際に、消費者が、事業者との交渉や事業者の責任を明らかにするために用いられることを目的としている。
- ⑥ 高齢者住まい法に基づく登録を受けた「サービス付き高齢者向け住宅」については、施設情報や住宅ごとの詳しい運営情報を公開する専用サイトが設けられている。
- ⑦ 最高裁判所の判例は、サブリース業者が転貸事業を行うために賃貸住宅の所有者との間で締結する賃貸借契約について、借地借家法に規定する借賃増減請求権の適用があるとしている。こうした判例を前提にすると、サブリースの注意点として、賃貸住宅の所有者に支払われる家賃が、当該賃貸借契約の期間中や更新時などに減額請求される可能性があることが挙げられる。
- ⑧ 住宅瑕疵担保履行法は、宅地建物取引業者及び建設業者に対して、新築住宅に関わる瑕疵のうち、雨水の浸入を防止する部分の瑕疵についてのみ、瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置を義務づけている。
- ⑨ 事業者が、売却済みの不動産について買主を募集している旨の広告を表示することは、景品表示法に基づき、不当な表示として禁止されている。
- ⑩ 不動産の表示に関する公正競争規約が規制している表示には、ビラ、パンフレット、電子記録媒体その他これらに類似する物による広告表示は含まれるが、口頭による広告表示は含まれない。

7. 次の文章のうち、下線部が2カ所*とも正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

*誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

- ① 製造物責任法における「欠陥」とは、㊦製造物が通常有すべき安全性を欠くことをいう。欠陥の有無は、当該製造物が㊧製造された時期を判断の基準時とし、当該製造物の特性や通常予見される使用形態などの諸事情を考慮して判断される。
- ② 製造物責任法における「製造物」に、無体物であるソフトウェアは㊦含まれない。ソフトウェアの不具合が原因で、ソフトウェアを組み込んだ製造物による事故が発生した場合、当該製造物の製造業者に同法に基づく損害賠償責任が㊧生じることがある。
- ③ 製造物責任法に基づく損害賠償請求権は、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から㊦10年経過したときに、時効によって消滅する。この時効の期間は、病原体を原因とする発症等、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、㊧その損害及び賠償義務者を知った時から起算する。
- ④ 消費生活用製品安全法は、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して㊦特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を「特定製品」として指定し、製造等を規制している。「特定製品」のうち、特定製品の㊧製造又は輸入の事業を行う者の中に一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる製品は「特別特定製品」として指定されている。
- ⑤ 消費生活用製品安全法における「製品事故」のうち、一般消費者の身体に対する負傷であって、治療に要する期間が30日以上である事故は、「重大製品事故」に㊦該当する。同法の「製品事故」のうち、火災が発生したが、一般消費者の生命及び身体に対する危害が発生しなかった事故は、「重大製品事故」に㊧該当する。
- ⑥ 取引デジタルプラットフォームに出品された商品の安全性の判断に資する事項について、著しく事実に相違する表示であると認められ、㊦かつ、その表示をした販売業者による表示の是正が期待できない場合、消費者の利益が害されるおそれがあると認めた㊧消費者庁長官は、当該取引デジタルプラットフォームの提供者に対して、当該販売業者による当該商品に係る取引デジタルプラットフォームの利用の停止を要請することができる。

- ⑦ 消費生活用製品安全法では⑦3歳以下の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計した玩具を乳幼児用玩具という。同法によれば、原則として、④子供PSCマークが付されていない乳幼児用玩具を販売することはできない。
- ⑧ 一般社団法人日本玩具協会が策定した玩具安全基準に適合している⑦STマーク付き子ども向け玩具には、対象年齢が記載されている。④PSCマーク付き使い捨てライターには、子どもが簡単に操作できないように幼児対策機能が施されている。
- ⑨ 道路運送車両法に基づく自動車のリコールが必要であるにもかかわらず、適正にリコールが実施されない場合には、⑦消費者庁長官は、自動車メーカー等に対して必要な改善措置を講ずることを勧告することができる。自動車の「特定後付装置」であるタイヤは、道路運送車両法のリコールの④対象となる。
- ⑩ 「製品安全誓約（日本国）」では、署名したオンラインマーケットプレイス事業者は、規制当局からリコール製品や安全ではない製品について出品削除要請を受けた場合、⑦2営業日以内に当該製品の出品を削除することとされている。同誓約によれば、PSマークの対象品目でPSマークの表示が付されていない製品は、出品削除の④対象となる。

8. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① 旅行業者が、消費者に対して旅行契約の取引条件の説明を書面を交付して行った場合において、その記載内容に従った契約がなされたときは、当該記載事項については「契約書面」の交付をしたものとして取り扱うことができる。
- ② 標準旅行業約款によれば、旅行業者は、旅行開始後に、旅行者が病気により旅行の継続に耐えられない場合、当該旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができ、これにより契約関係は将来に向かってのみ消滅する。
- ③ オンライン旅行取引の表示等に関するガイドラインでは、旅行業者等に旅行商品に関する情報提供の場としてホームページを提供する場貸しサイト運営者に対し、契約当事者及び契約形態について旅行者が容易に認識できるように表示することを求めている。

- ④ 住宅宿泊事業法によれば、住宅宿泊事業者は、届出住宅その他の省令で定める場所に宿泊者名簿を備えなければならない、都道府県知事の要求があったときは、これを提出しなければならない。
- ⑤ 標準引越運送約款によれば、見積書に記載された受取日の3日前に、荷送人が自らの責任で運送契約を解約した場合、引越業者は解約手数料を請求することができる。
- ⑥ 探偵業法によれば、探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとする場合、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を違法な差別的取扱いのために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない。
- ⑦ チケット不正転売禁止法は、券面に興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨の表示がない入場券であっても、それを業として有償譲渡することを禁止している。
- ⑧ 自動車公正競争規約によれば、新車の表示に関し、「第1位」「トップ」などの最上級を意味する用語を表示する場合には、その裏付けとなる客観的数値等又は根拠を付記することとされている。
- ⑨ 独占禁止法は、不公正な取引方法を禁止しており、入札談合がその一例である。
- ⑩ 医薬品医療機器等法によれば、化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、原則として、配合されている全成分名が記載されていなければならないとされている。
- ⑪ オンライン診療の適切な実施に関する指針によれば、初診の場合、基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対しては8日分以上の薬剤処方を行わないこととされている。
- ⑫ 医薬品医療機器等法によれば、医薬品の製造販売業者は、その製造販売をした医薬品の使用によって保健衛生上の危害が発生したことを知り、これを自主回収するときは、回収に着手した旨及び回収の状況を厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。

9. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

※以下は、民法に関する問題である。

- ① 未成年者Aが、法定代理人の同意を得ずに小遣いとして評価できる金額を超える高額なダイエット用サプリメントを購入した。Aがサプリメントを一部費消していた場合でも取消しをすることができるが、この場合の返金額について、Aが費消したサプリメントの代金相当額が控除される。
- ② 代理権を有しない者が他人の代理人として締結した売買契約を本人が追認した場合、別段の意思表示がないときは、当該契約は契約の時から有効となる。
- ③ 被保佐人の行った売買契約を取り消すことができる場合において、保佐人が当該契約に関する被保佐人による追認に同意したときは、被保佐人は、自らの保佐開始の審判が取り消されていない場合であっても、その行為を追認することができる。
- ④ AがBに対して貸金債権を有しており、弁済期から4年間返済を請求していなかった場合において、時効完成前にBがAに返済の猶予を依頼したときは、弁済期ではなく、その依頼をした時から新たに時効期間が進行を始める。
- ⑤ 保証契約のうち、根保証契約については書面又は電磁的記録によって契約をしなければ効力が生じないが、それ以外の保証契約については書面又は電磁的記録によって契約をしなくとも効力が生じる。
- ⑥ 売買契約において、買主があらかじめ商品の受領を拒むときは、売主は、買主に弁済の準備をしたことを通知して、その受領を催告すれば、買主に対する債務不履行責任を免れる。
- ⑦ 事業者と消費者が定型取引を行うことを合意し、かつ、定型約款を契約の内容にする旨の合意をした場合には、当該定型約款の個別条項の内容を消費者が認識していなくても、両者は、原則として、当該定型約款の個別条項についても合意をしたものとみなされる。
- ⑧ 売買契約において、契約で定められた数量に不足して商品が引き渡された場合、買主は、原則として、追完請求権又は代金減額請求権のいずれを行使するかを任意に選択することができる。

- ⑨ 居住用建物の賃貸借契約において、賃借人の賃料の不払いがあった場合に、賃貸人が相当期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、不払いの期間にかかわらず、賃貸借契約を解除することができる。
- ⑩ 家屋を借りてそこに居住する借主が、その外壁の一部が毀損していることを知りながら家主への連絡を怠り、その状態を放置していた場合に、外壁が崩れて通行人に怪我をさせたときは、当該借主は、当該通行人に対して損害賠償責任を負う。

10. 次の文章のうち、下線部が2カ所*とも正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

* 誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

※以下は、民法に関する問題である。

- ① 成年被後見人が自宅の売買契約を締結した場合において、成年被後見人があらかじめ同意していたとき、当該売買契約は取り消すことが⑦できない。成年被後見人がした法律行為について取り消すことができる場合、成年被後見人は④単独で取消しをすることができる。
- ② 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。詐欺による意思表示の取消しは、取消前に利害関係を有するに至った善意無過失の第三者に⑦対抗することができない。強迫による意思表示の取消しは、取消前に利害関係を有するに至った善意無過失の第三者に④対抗することができない。
- ③ Aが所有する時計を、Bが自らの所有物と称してCに売却しこれを平穩にかつ公然と引き渡した場合、Cは、Bが所有権を有しないことについて⑦善意無過失のときに限り、当該時計の所有権を取得する。この場合において、当該時計が盗品であるときは、Aは、盗難の時から④2年間、Cに対し当該時計の返還を請求することができる。
- ④ 天災などの不可抗力によって契約が履行不能になった場合、債権者は契約を解除することが⑦できない。売買契約において売主が商品の一部を納品しないため、買主が不足分を納品するよう催告したが、相当期間内に履行がされなかった場合において、その期間を経過した時における不履行の程度が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なとき、買主は、契約を解除することが④できない。

- ⑤ 委任契約において委任事務の遂行に費用が発生する場合、受任者は、委任者に対して費用の前払いを請求することが⑦できる。委任事務の成果に対して報酬を支払うことを約束した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は①成果の引渡しと同時に支払わなければならない。

11. 次の文章のうち、下線部が2カ所*とも正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

*誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

※以下は、消費者契約法に関する問題である。

- ① 消費者契約法において事業者の努力義務として明文で定められているものとしては、例えば、契約条項の明確・平易化に関する規定、消費者契約の内容についての必要な情報提供に関する規定、⑦消費者の利益を不当に害しないように努めなければならないとする包括的な規定がある。事業者が消費者契約法の努力義務に違反した場合、義務違反が他の規定の解釈や適用に影響を与えることは①あり得る。
- ② 消費者契約法は、消費者契約の締結につき勧誘をするに際して、不実告知がなされた場合の意思表示の取消しを認めている。不実告知の取消しにあたっては、事業者が事実と異なるという認識を有していることが⑦必要である。最高裁判所の判例は、事業者等による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、④そのことから直ちに当該働きかけが勧誘に当たらないということとはできないとしている。
- ③ 消費者が不利益事実の不告知を理由として契約の意思表示を取り消すためには、事業者が⑦重要事項又は重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げたことが必要である。消費者契約の目的となるものの内容であって、消費者の消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものは、「重要事項」に①該当する。
- ④ 事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者契約の目的となるものに関する将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供した場合、消費者が断定的判断の内容が確実であると⑦誤認をしなかったときも、消費者は契約を取り消すことができる。外貨建て債券の販売に際し、証券会社の担当者が「将来、絶対円高にはならない」と述べて勧誘することは、断定的判断の提供に①当たる。

- ⑤ 消費者と事業者との間には⑦情報の質・量や交渉力の面で格差があることを踏まえ、事業者の不当な勧誘行為により消費者が困惑して契約を締結した場合、消費者は、当該契約を取り消すことができる。消費者契約法は、消費者を困惑させる不当な勧誘行為として、例えば、消費者の願望の実現に関する過大な①期待をあおる行為を定めている。
- ⑥ 消費者が過量契約を理由として契約の意思表示を取り消すためには、事業者の勧誘の際、過量な内容の消費者契約であるとの事業者の認識が必要と⑦される。消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を①著しく超えるときに限り、「過量な内容の消費者契約」に該当する。
- ⑦ 不実告知を理由とする消費者契約の取消権は、当該契約を追認することができる時から⑦1年間行使しない場合、時効によって消滅する。この取消権は、当該契約の締結の時から①5年が経過した場合、時効によって消滅する。
- ⑧ 消費者契約法第9条は、消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定めた条項（違約金等条項）は、その額が平均的な損害の額を超えると、当該違約金等条項の⑦全体を無効としている。LP ガス供給契約における配管等の設置費用算定・精算条項について、平均的な損害の額を超える違約金等条項に当たるとした①最高裁判所の判決がある。
- ⑨ 消費者契約の条項が、「法令中の公の秩序に関しない規定」（いわゆる任意規定）の適用による場合と比べて「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する」場合には、その契約条項は⑦そのことのみをもって無効となる。ここにいう任意規定には、例えば賃貸借契約において特約がなければ賃借人は更新料を支払う義務を負わないというような、最高裁判所の判例などで認められた一般的な法理は①含まれると解されている。
- ⑩ 適格消費者団体は、消費者契約法が定める不当勧誘行為をする事業者に対し、差止請求をすることが⑦できる。適格消費者団体は、消費者契約法が定める不当勧誘行為をした事業者に対し、損害賠償を請求することが①できる。

12. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

※以下は、特定商取引法に関する問題である。

- ① 訪問販売に係る売買契約の勧誘をするに際し、顧客が当該契約の締結を必要とする事情に関する事項について、事業者が不実告知をした場合、行政処分を経ずに刑事罰の対象となることがある。
- ② 実際にはアクセサリーを販売するつもりであるにもかかわらず、事業者が、SMS で、無料のアクセサリー作成教室を開催するとだけ告げて消費者を営業所に呼び出し、当該消費者とアクセサリーの売買契約を締結した場合は、いわゆるアポイントメントセールスに該当する。
- ③ 電話勧誘販売業者は、電話勧誘販売に係る売買契約の締結について、勧誘の要請をしていない者に対しては、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。
- ④ 販売業者が、初めて情報商材を購入した消費者に対し、当該情報商材の利用方法の説明をするからウェブ会議に参加するようにと指示してウェブ会議用の URL を電子メールで送り、その会議に参加した消費者に対して、通話する形式により別の情報商材の購入を勧誘して売買契約を締結した場合は、通信販売に該当する。
- ⑤ 営利の意思をもって反復継続してインターネット・オークションを通じて商品販売を行っている出品者は、個人であっても、特定商取引法上の「販売業者」に該当し、通信販売の規制対象となる。
- ⑥ 連鎖販売業において、先輩から、「サプリメントを購入して、知人に販売すると儲かるよ」と誘われて再販売目的で当該サプリメントを購入した者が、誰も購入してくれなかったためにこれを自分で消費した場合、「再販売」をする者には該当しない。
- ⑦ 消費者が、自ら店舗に出向いて特定継続的役務提供契約に該当するエステティックの契約を締結した場合には、通常必要とされる施術回数又は期間を著しく超えているときでも、消費者は、過量であることを理由に当該契約を解除することはできない。

- ⑧ 業務提供誘引販売業者が、業務提供誘引販売契約の締結について、その業務を事業所等によらないで行う個人に対して勧誘を行った際に、確実な収入が得られる保証はないにもかかわらず、「月収 50 万円は確実なのでこの商品購入代金分はすぐに元を取れる」と告げ、当該個人はこれ信じて商品を購入した。この場合、当該個人は、特定商取引法の業務提供誘引販売取引の規定に基づいて契約を取り消すことはできない。
- ⑨ 購入業者が訪問購入に係る広告をする場合に、購入条件に関して著しく事実と相違する表示をすることは、特定商取引法上、禁止されている。
- ⑩ 日用品激安販売会というイベントが 1 週間にわたって集会場で開催され、消費者がその最終日に行ったところ、会場には商品の陳列はなく安い日用品だけが順次展示されて販売されていたが、雰囲気は異様に盛り上がったところで、ここでしか購入できないという高額な電位治療器を展示されて勧められ、70 万円で当該電位治療器を購入した。この場合、訪問販売の規定は適用されない。

13. 次の文章のうち、下線部が 2 カ所*とも正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1 カ所）の記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

*誤っている箇所がある場合は、1 カ所である。

※以下は、特定商取引法に関する問題である。

- ① インターネット上で、海外在住の消費者が、日本の事業者と商品購入契約をした場合には、通信販売の規定は⑦適用されない。インターネット上で、日本在住の消費者が、金融商品取引法上必要な登録をしていない事業者から金融商品を購入した場合には、通信販売の規定は④適用されない。
- ② 通信販売で商品を購入した消費者が、返品特約が広告に表示されていない場合に、当該売買契約を解除したときは、当該商品の返還費用は、⑦消費者が負担する。通信販売で商品を購入した消費者が、同様の理由で売買契約を解除しようとして、商品の引渡しを受けた日から起算して 8 日以内に解除通知を発信し、10 日目に事業者へ到達した場合、解除の効力は④発生する。

- ③ 電話勧誘販売に係る売買契約を締結させるため、販売業者が消費者を威迫して困惑させた場合、販売業者は業務停止命令を⑦受けることがある。電話勧誘販売に係る売買契約を締結させるため、販売業者が消費者を威迫して困惑させたことにより消費者が売買契約の申込みの意思表示をした場合、消費者は特定商取引法に基づいて、その意思表示を取り消すことが④できる。
- ④ 消費者が、特定継続的役務提供契約に該当するエステティック契約を中途解約した場合、その効果は、⑦契約した時にさかのぼる。当該エステティック契約を締結する際に関連商品に該当する美顔器を購入した場合において、当該エステティック契約を中途解約したとき、当該美顔器の売買契約を④解除することができる。
- ⑤ 訪問販売において役務提供契約を締結した消費者が、当該契約に基づいて建物の現状が変更された後にクーリング・オフを行った場合、事業者は、⑦消費者からの請求の有無にかかわらず、原状回復に必要な措置を無償で講じなければならない。業務提供誘引販売取引においてクーリング・オフがなされた場合、業務提供誘引販売業者は、契約の相手方が引渡しを受けた商品を使用したことにより得た利益相当額の請求を行うことが④できる。

14. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

※以下は、割賦販売法に関する問題である。

- ① 個別クレジットに該当するためには、与信期間が「2月超」であれば、一括払いでもよく、分割払いである必要はない。
- ② 割賦販売法には、購入者は、販売業者に対して生じている事由をもって、包括クレジット業者に対抗することができる旨の規定がある。販売業者から売買契約の内容に基づいた商品の引渡しがない場合、購入者は、同規定に基づいて、包括クレジット業者に支払済みのクレジット代金の返還を請求することができる。
- ③ 1本1万円のワインをリボルビング払いの包括クレジットにより1本だけ購入した場合には、購入したワインに瑕疵があっても支払停止の抗弁を主張できないが、6本をまとめて6万円で購入したところ、そのうちの1本に瑕疵が存在した場合には、1本分のみを対象として支払停止の抗弁を主張できる。

- ④ 消費者が訪問販売により包括クレジットで商品を購入した際に、訪問販売業者によって、当該商品に関し特定商取引法で禁止されている不実告知がなされ、当該消費者がそれを事実であると誤認して契約をした場合、当該消費者は、当該包括クレジット業者の認識や過失を問わず、当該売買契約及び当該包括クレジット契約を取り消すことができる。
- ⑤ 包括クレジット業者は、包括支払可能見込額を調査する際には、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用しなければならない。当該見込額の調査は、消費者との新規のクレジット契約締結時及びカード等の極度額増額時に必要であり、カード等の更新時には不要である。

15. 問題①～⑤のそれぞれの文章（ア～ウ）について、各問題文の指示に従い正答を1つ選んで、その記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① 民事訴訟に関するア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。
- ア 簡易裁判所においては、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができるが、同一の簡易裁判所においては同一の年に1回限りとされている。
- イ 少額訴訟においては、当事者は、原則として、最初にすべき口頭弁論の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。
- ウ 少額訴訟においては、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をした後は、被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができない。
- ② 個人情報保護法に関するア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。
- ア 個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を変更した場合は、原則として、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- イ 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求することができるが、個人情報取扱事業者は、開示の実施に関し、手数料を徴収することはできない。
- ウ 「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

③ 個人情報保護法に関するア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。

ア 個人情報取扱事業者は、国の機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することができる。

イ 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が利用目的による制限の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

ウ 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないが、この利用目的による制限は、仮名加工情報にはかからない。

④ 景品表示法に関するア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。

ア 事業者が、課徴金対象行為をしたときは、消費者庁長官は、当該事業者に対し、課徴金を国庫に納付することを命じなければならないが、課徴金額が150万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

イ 過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示が行われる場合で、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格を比較対照価格とするときは、不当表示に該当しないと考えられる。

ウ 商品を供給する事業者から広告・宣伝の依頼を受けたインフルエンサー等の第三者も、景品表示法による規制の対象となる。

⑤ 景品表示法に関するア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。

ア 優良誤認表示にいう、「著しく優良である」と示す表示に当たるか否かは、事業者の認識により判断するのではなく、一般消費者に著しく優良と認識されるか否かという観点から判断する。

イ スマートフォンの Web ページ上で強調表示がある場合において、消費者が画面をタップした際に表示されるアコーディオンパネルに打消し表示が表示されていれば、景品表示法上の問題は生じない。

ウ 消費者庁長官は、措置命令に関し、事業者がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

16. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① 投資信託説明書（交付目論見書）とは、投資家から請求があった際に、投資信託販売会社等が投資家に対して交付しなければならない目論見書であり、ファンドの沿革や経理状況といった追加的な情報が記載されているものである。
- ② クレジットカードのリボルビング払いにおける残高スライド方式とは、カード代金支払者の利用限度額の金額に応じて毎月の支払額が増減する方式のことである。
- ③ 暗号資産は、日本では、法定通貨（国家やその中央銀行により発行された通貨）ではないが、日本円や米ドル等の法定通貨と相互に交換できる。
- ④ 投資におけるアセットアロケーションとは、為替リスクを避けるために、運用資金を国内の株式や債券に投資することであり、リスクの低減を図ったり、収益を安定化させたりすることを目指している。
- ⑤ ESG 投資とは、エネルギー（Energy）、社会（Social）、企業統治（Governance）を考慮した投資手法であり、エネルギーなど地球全体の問題に取り組む企業に対して株式投資することで企業を応援する側面も持っている。
- ⑥ 銀行が生命保険募集人として変額個人年金保険を販売した場合、当該保険の保険者たる保険会社が倒産した際には、当該保険は銀行預金と同様に預金保険制度により保護される。
- ⑦ 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の「家計の金融行動に関する世論調査 2025 年（二人以上世帯調査）」によると、2025 年のデータにおいては、金融資産保有世帯のうち約 3 割が 1 年前と比較して金融資産残高が「増えた」と回答しているが、「増えた」と回答した世帯の増加理由として最も多かったのは、貯蓄率の上昇による銀行預金の増加である。
- ⑧ 一般的に、団体信用生命保険とは、住宅ローンを組む際に加入する保険であり、契約者が死亡した場合や高度障害状態になったときには、保険金で住宅ローンが清算される。

- ⑨ 国民年金や厚生年金などでは、物価変動に応じて実質的な給付水準を見直すことが法律によって定められており、この物価の動きを示す指標として消費者物価指数が使われている。
- ⑩ 住宅ローンの返済方法における元利均等返済とは、毎月返済する元金の金額と利息の金額が同額となる返済方法である。

17. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、各文章に続けて示す選択肢の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号をマークしなさい。

- ① クレジットカードでキャッシングを利用して借りた資金の返済が遅れてしまうと、返済金とは別に [ア] の支払いが発生するため利用者の負担がさらに増えることになる。

1. 割増金利 2. 割増手数料 3. 遅延損害金 4. 違約手数料

- ② 消費者庁によれば、サービスの料金や商品の価格の中で、国会や中央政府、地方公共団体等の公的機関が料金や価格の決定・改定に直接関わっているものを公共料金というが、 [イ] は公共料金には該当しない。

1. 電気料金 2. 介護報酬 3. 高速道路料金 4. 社会保険料

- ③ 銀行以外の者が為替取引を業として営むことを [ウ] といい、これを営むためには、資金決済法に基づき、事前に金融庁長官の登録を受けなければならない。

1. 資金取引業 2. 資金移動業 3. 為替決済業 4. 為替取扱業

- ④ クラウドファンディングの中で、支援者がプロジェクトに対して支援金を提供し、そのリターンとして、一定の対価性がある商品やサービスを得る仕組みのものを [エ] クラウドファンディングという。

1. 購入型 2. 投資型 3. 寄付型 4. ファンド型

- ⑤ 株式や債券に関して、売買が極端に少ない銘柄の場合、必要なときに換金できない可能性がある。このようなリスクを [オ] リスクという。

1. 中途償還 2. 流動性 3. 信用 4. 元本割れ

18. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① 金融商品取引法は、適合性原則や説明義務などの金融商品取引に適用される基本的な原則や義務を規定しており、これらの規定は、金融商品取引業者としての登録の有無にかかわらず、金融商品取引全般に適用される。
- ② 金融商品取引法によれば、金融商品取引業者は、消費者に生じた損失について、消費生活センターのあっせんにより和解した場合には、当該事故確認を受けずに当該損失の賠償ができる。
- ③ 金融サービス提供法は、金融商品取引業者に対して、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないことを法的に義務づけているが（誠実義務）、銀行又は保険会社は、銀行法又は保険業法でそれぞれ規制されているため、金融サービス提供法の誠実義務を負わない。
- ④ 保険業法によれば、保険会社や保険の募集人は、保険契約の締結や保険募集に関して、保険契約者又は被保険者に対し、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為をすることを禁止されている。
- ⑤ 前払式支払手段発行者は、利用者から受け入れた資金の全額に相当する額を、供託等により保全することが義務づけられている。
- ⑥ 犯罪収益移転防止法によれば、暗号資産交換業に関し、管理する顧客の暗号資産を顧客の依頼に基づいて移転させる行為のうち、移転に係る暗号資産の価額が10万円を超えるものについては、取引時の本人確認が必要となる。
- ⑦ 個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある場合であっても、住宅資金貸付債権の残債務を含む、全債務の総額が5,000万円以下でなければ、個人再生手続を行うことを求めることができない。

19. 問題①～⑤のそれぞれの文章（ア～ウ）について、各問題文の指示に従い正答を1つ選んで、その記号を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

① 金融商品取引法が定める金融商品取引業について述べたア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。

ア 第一種金融商品取引業の登録要件は、原則として、株式会社であること及び資本金の額が5,000万円以上であることなどであるが、投資助言・代理業の登録に関しては、株式会社である必要はなく、最低資本金の規制も定められていない。

イ 金融商品取引法は、一つの登録で、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うことを金融サービス仲介業と定めている。

ウ 無登録で金融商品取引業を行う行為に対しては、罰則が定められているほか、裁判所は、内閣総理大臣の申立てにより、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、禁止又は停止を命じることができる。

② 金融サービス提供法が定める金融サービスの利用環境の整備等について述べたア～ウの文章のうち、正しいものを選びなさい。

ア 金融サービス提供法では、国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策について、地方公共団体や民間事業者を支援するため情報の提供等の措置を講ずるよう努めるとされているが、事業主に対して国や地方公共団体による従業員向けの教育等へ協力を求める規定はおかれていない。

イ 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属する個人であっても、アドバイスの公正性に影響を及ぼす報酬を得ていなければ、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の「認定アドバイザー」の認定を受けることができる。

ウ 金融サービス提供法は、適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導を「金融経済教育」と定義している。

③ 保険法が定める生命保険契約に係る告知義務・通知義務について述べたア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。

ア 保険契約者又は被保険者になる者は、生命保険契約の締結に際し、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

イ 保険会社は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、生命保険契約を解除することができるが、当該保険契約の締結時に保険会社がその事実を知り、又は過失によって知らなかったときは、解除することはできない。

ウ 生命保険契約の締結後に危険増加（告知事項についての危険が高くなり、生命保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になること。）が生じた場合において、保険契約者又は被保険者が軽過失によってその旨の通知をしなかったときも、保険会社は当該生命保険契約を解除することができる。

④ 貸金業法について述べたア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。

ア 貸金業法の対象となる「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行うものを指し、手形の割引や売渡担保等を業として行うものも含まれる。

イ 貸金業者の貸付けが、個人顧客の返済能力を超えるか否かを判断する基準の一つとして、当該貸付けにより、その個人顧客の借入合算額が、当該個人顧客の年収（給与等）の3分の1を超えるかが問題とされるが、信販会社の販売信用取引（ショッピングクレジット）の利用残高もその借入残高の計算に含まれる。

ウ 貸金業者は、利息制限法に規定する上限金利の範囲内で貸付けを行わなければならない、上限金利を超える金利で貸付けを行った場合は貸金業法に基づく行政処分の対象となる。

⑤ 資金決済法が定める前払式支払手段について述べたア～ウの文章のうち、誤っているものを選びなさい。

ア 証票、電子機器その他の物に記載され、又は電磁的方法により記録される証票等又は番号、記号その他の符号であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入等のために使用することができるものであれば、無償で付与されるポイントであっても、前払式支払手段に該当する。

イ 自家型前払式支払手段のみを発行する者は、その自家型前払式支払手段の

基準日未使用残高が1,000万円を超えることとなったときは、資金決済法に基づき金融庁長官に届出をしなければならない。

- ウ 前払式支払手段発行者は、その発行する前払式支払手段について、保有者に原則として払戻しをしてはならないが、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合に関しては、例外として払戻しをしてもよい。

20. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄にマークしなさい。

- ① 電気通信事業者は、一般消費者向けインターネット接続サービスの契約が成立した際に契約書面の交付義務があるが、利用者の承諾を要することなく、同書面記載事項を当該電気通信事業者のウェブページに掲載し、これを閲覧するために必要な情報をSMSを含む電子メールで送信することにより、物理的な契約書面の交付に代えることができる。
- ② 電気通信事業法に基づいて、利用者が、電気通信役務提供契約の初期契約解除をした場合、事業者は、当該利用者に対し、違約金及び解除までに提供した役務の対価を請求することが禁じられている。
- ③ 消費者が、取引デジタルプラットフォーム上の販売業者から2万円の商品を購入したが、商品が届かず当該販売業者と連絡も取れない場合、当該消費者は、返金の交渉をするため、当該取引デジタルプラットフォームの提供者に対し、当該販売業者の住所などの情報の開示を請求することができる。
- ④ インターネット通販で消費者が購入した商品の広告について、特定商取引法に定める広告表示義務違反がある場合、当該消費者は、情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制限法)に基づき、当該商品の販売業者等のウェブサイトに関わるプロバイダに対して、当該ウェブサイトの表示の改善を求めることができる。また、当該販売業者等の特定に資する発信者情報の開示を請求することができる。
- ⑤ 携帯電話不正利用防止法は、携帯電話の音声通信役務を提供する事業者が役務提供契約を締結する際に行う本人確認について、運転免許証の提示を店頭で受ける方法のほか、電子証明書を電子的に受信する方法を認めているが、契約の相手方である自然人宛に携帯音声端末等を郵便等により送付することは認めていない。

- ⑥ スマホソフトウェア競争促進法によれば、特定ソフトウェア事業者のうち公正取引委員会が指定した事業者（指定事業者）は、原則として、個別アプリ事業者が、当該指定事業者以外の事業者が提供する課金システムを利用することを妨げてはならない。
- ⑦ 日本国内で販売される家庭用ゲームソフトには、年齢別レーティング制度に基づき区分マークが表示される。その表示は、ゲームの難易度に応じてレーティングがされており、ゲームの表現内容については審査の対象となっていない。
- ⑧ 公的機関や有名企業のウェブサイトを模倣したフィッシングサイトにメール等で誘導され、個人情報や詐欺被害が発生している。近年では、SMSによる誘導（スミッシング）のほか、電話による自動ガイダンスを悪用する手口（ビッシング）も確認されている。
- ⑨ 副業に必要なアプリと説明され遠隔操作アプリをインストールした結果、相手方から意図しない操作を行われることがある。これについて情報処理推進機構（IPA）は、遠隔操作を受けている途中で不審な動きがみられた場合など遠隔操作を即時切断したい場合、ネットワークを切断する方法を紹介している。
- ⑩ 生成 AI の技術を用いて作成した画像をインターネット上に公開する際には、生成 AI で作成したことを明記しておけば、生成 AI 技術の利用者が著作権侵害の責任を問われることはない。
- ⑪ 特定電子メール送信適正化法によれば、インターネット広告ビジネスに関わる企業等には、広告に「i」マーク（インフォメーションアイコン）を付してデータの取扱いやオプトアウトについて利用者に知らせる義務が課せられている。
- ⑫ 暗号資産にはブロックチェーンという技術が使われており、データの破壊・改ざんが極めて困難である。一方、情報を分散管理するため、一部のシステムが停止すると全体に与える影響は大きくなる。

2026 年度 消費生活相談員資格試験 問題用紙

(論 文)

13 : 30～15 : 00

【注意事項】

- 筆記用具は、黒鉛筆又はシャープペンシルを用いること。
それ以外は、採点対象外となる（例：色鉛筆、ボールペンの使用は不可）。
- 試験監督員の指示により、問題用紙の所定の箇所に、受験番号・氏名を記入すること。
- 試験開始後、解答用紙表紙の所定の箇所に、受験番号・氏名を記入すること。※
- 試験開始後、解答用紙表紙の裏（論文記述ページ）の所定の箇所に受験番号を記入すること。解答するテーマを決定したら、テーマ番号選択欄の 1 又は 2 を、○で囲むこと。※
※ 注意事項 3、4 の記入がない場合、又は正しく記入されていない場合は、採点対象外となる。
- 指定した箇所以外に受験番号・氏名等、個人を特定しうる記述がある場合は、採点対象外となる。
- 注意事項は、解答用紙表紙及び本問題用紙中面にも記載されている。
- 試験中は、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等通信機器、及び六法・法令集・参考書等の使用を禁じる。
- 試験終了時刻まで退室を禁じる。棄権する場合は試験開始後 60 分以降に限り退室を認めるが、この場合、問題用紙、解答用紙のすべてを机上に置いて退室すること。
- 試験の内容についての質問には、一切応じない。

【記入必須】

受験番号	2	6	—		—				
氏 名									

論 文 試 験

次の2つのテーマのうち1つを選び、800字以上1,000字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。以下の場合、採点の対象外となる。

- ① マークシート式試験の得点が基準を満たしていない場合
- ② 文字数の指定（下限、上限）が守られていない場合
 - ※1行の途中までしか文字が書かれていなくても、20字として数える。
 - 挿入により1行の文字数が20字を超えた場合、挿入文字数も文字数として数える。行数オーバーとならないよう受験者において注意すること。
 - ※1行のうち1文字も記載がない行は、1行（20字）として数えない。
 - ※1頁のうち1文字も記載がない列は、その文字数分（25字）を減らして数える。
- ③ 受験番号・氏名の記入がない場合、又は正しく記入されていない場合
- ④ 指定した箇所以外に受験番号・氏名等、個人を特定しうる記述がある場合
- ⑤ 選択したテーマ番号の記入がない場合、又は選択した論文テーマとテーマ番号に齟齬がある等正しく記入されていない場合
- ⑥ 指定の筆記用具以外を用いた場合

【テーマ1】

消費者団体訴訟制度に関し、適格消費者団体による差止請求の制度の概要を説明した上で、消費生活相談業務との連携を論じなさい。なお、論述に当たっては、以下を踏まえること。

- 1. 以下の指定語句（4つ）をそのまますべて用いること（順不同）。
- 2. 指定語句は、論旨に沿って適切に用いること。
- 3. 文章中の指定語句の箇所には、分かるように必ず下線を引くこと。同じ指定語句を複数回用いる場合、下線は1回目の箇所についてのみ引けばよい。
- 4. 消費生活センター・消費生活相談窓口、消費生活相談員等の役割を考慮すること。

指定語句：内閣総理大臣、景品表示法、不当な契約条項、PIO-NET

【テーマ2】

訪問購入による消費者被害の現状と特徴を述べたうえで、被害未然防止や救済のための法制度について論じなさい。なお、論述に当たっては、以下を踏まえること。

- 1. 以下の指定語句（4つ）をそのまますべて用いること（順不同）。
- 2. 指定語句は、論旨に沿って適切に用いること。
- 3. 文章中の指定語句の箇所には、分かるように必ず下線を引くこと。同じ指定語句を複数回用いる場合、下線は1回目の箇所についてのみ引けばよい。
- 4. 消費生活センター・消費生活相談窓口、消費生活相談員等の役割を考慮すること。

指定語句：終活、貴金属、不招請勧誘、転売

【メモ用】 下書き等は、このページを利用して行ってください。

- ・解答用紙の余白部分を、メモ代わりに使用することは、禁止します。
- ・挿入をする目的で、それと分かるように記述する場合を除き、解答用紙余白部分に書き込みがある場合は、採点対象外となることがありますのでご注意ください。

2026 年度 消費生活相談員資格試験 解答用紙

(論 文)

13 : 30～15 : 00

【注意事項】

1. この表紙の所定の箇所に、受験番号・氏名を必ず記入すること。※
2. この表紙の裏(論文記述ページ)所定の箇所に、受験番号を必ず記入すること。
また、テーマ番号選択欄の1又は2を、○で必ず囲むこと。※
※ 注意事項1、2の記入がない場合、又は正しく記入されていない場合は、採点対象外となる。
3. 指定した箇所以外に受験番号・氏名等、個人を特定しうる記述がある場合は、採点対象外となる。
4. マス目はすべて横書きで使用する。

【記入必須】

受験番号	2	6	—		—				
氏 名									

独立行政法人国民生活センター

テーマ番号選択欄
(いずれかの数字に○)

$$1 \quad \cdot \quad 2$$

受験番号

2	6	—		—
---	---	---	--	---

1/2

[illegible]

500字

[illegible][illegible]

2026年度消費生活相談員資格試験 第1次試験(マークシート式試験)正答

- 1 ① × ② × ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ × ⑦ × ⑧ ○ ⑨ ○ ⑩ ○
⑪ × ⑫ ○ ⑬ ○ ⑭ ×
- 2 ① ○ ② ○ ③ イ ④ イ
- 3 ① 3 ② 2 ③ 4 ④ 1 ⑤ 2
- 4 ① × ② ○ ③ ○ ④ ○
- 5 ① ○ ② × ③ × ④ × ⑤ × ⑥ × ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○ ⑩ ×
⑪ × ⑫ ×
- 6 ① × ② ○ ③ ○ ④ × ⑤ × ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ × ⑨ ○ ⑩ ×
- 7 ① イ ② ○ ③ イ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ア ⑧ ○ ⑨ ア ⑩ ○
- 8 ① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ × ⑥ ○ ⑦ × ⑧ ○ ⑨ × ⑩ ○
⑪ ○ ⑫ ○
- 9 ① × ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ × ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ × ⑨ × ⑩ ○
- 10 ① ア ② イ ③ ○ ④ ア ⑤ ○
- 11 ① ア ② ア ③ ○ ④ ア ⑤ イ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ア ⑨ ア ⑩ イ
- 12 ① ○ ② ○ ③ × ④ × ⑤ ○ ⑥ × ⑦ ○ ⑧ × ⑨ × ⑩ ×
- 13 ① イ ② イ ③ イ ④ ア ⑤ ア
- 14 ① ○ ② × ③ ○ ④ × ⑤ ×
- 15 ① ア ② イ ③ ウ ④ ウ ⑤ イ
- 16 ① × ② × ③ ○ ④ × ⑤ × ⑥ × ⑦ × ⑧ ○ ⑨ ○ ⑩ ×
- 17 ① 3 ② 4 ③ 2 ④ 1 ⑤ 2
- 18 ① × ② ○ ③ × ④ ○ ⑤ × ⑥ ○ ⑦ ×
- 19 ① イ ② ウ ③ ウ ④ イ ⑤ ア
- 20 ① × ② × ③ ○ ④ × ⑤ × ⑥ ○ ⑦ × ⑧ ○ ⑨ ○ ⑩ ×
⑪ × ⑫ ×